



第十五号様式(第三条の四関係)(A4)

建築基準法第6条の2第1項の規定による

## 確認済証

第24UDI1S建02899号

令和6年10月24日

株式会社 スマイルエコ  
代表取締役 桐原 孝幸 様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役 鈴木 徹 印



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

### 記

- 建築場所、設置場所又は築造場所  
東京都北区赤羽西3丁目1000番10
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - 主要用途 一戸建ての住宅
  - 工事種別 新築
  - 延べ面積

a.申請部分	48.86 m <sup>2</sup>
b.申請以外の部分	0.00 m <sup>2</sup>
c.合計	48.86 m <sup>2</sup>
  - 申請棟数 1棟
  - 主たる建築物の構造 木造(在来工法)
  - 主たる建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)	3階
地階の階数	0階
  - 建築物の名称又は工事名 スマイルファミリー赤羽西3丁目A号棟新築工事
- 確認を行った確認検査員 確認検査員 岡田 弘  
又は副確認検査員の職氏名
- 適合判定通知書の番号 第 号
- 適合判定通知書の交付年月日 令和 年 月 日
- 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

## 火災予防のお知らせ

東京消防庁

第1 火災予防条例により、住宅に住宅用火災警報器を設置し、維持する必要があります。

なお、住宅を新築し、又は改築する場合は、設置後に消防署への届出が必要になります。

第2 次に該当する設備がある場合は、火災予防条例により、消防署への届出が必要となります。

1 入力が、70キロワット以上のヒートポンプ冷暖房機、ボイラー又は給湯湯沸設備

2 温風暖房機 (風道を使用しないものにあつては、入力が70キロワット未満のものを除く。)

3 燃料電池発電設備 (火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物 ( (例) 200リットル以上1,000リットル未満の灯油・軽油、400リットル以上2,000リットル未満の重油) の貯蔵又は取扱いをする設備

第3 ガスこんろ、石油ストーブ等の火気使用設備器具は、火災予防条例により、可燃物から安全な距離を保つ必要があります。

第4 住宅の火災を予防し、安全を確保するために有効な方法として次のものがありますので、これらの実施に努めてください。

1 早期発見・通報のために： 連動機能や住宅用火災警報器の作動と連動して火災の発生を屋外に報知する装置 (屋外警報装置) 等を備え

た、付加機能付き住宅用火災警報器の設置及び維持管理

2 初期消火のために： 消火器、住宅用スプリンクラー設備等の設置及び維持管理

3 避難安全のために： 避難はしご、避難ロープ等の設置及び維持管理

4 延焼拡大防止のために： 防炎性を有する防炎物品 (カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等) 及び防炎製品 (寝具、衣服類等) の使用

5 出火防止のために： 安全装置付きのガスこんろ、石油ストーブ等の使用

6 地震時のために： 感震機能付住宅用分電盤の取付け、家具類の転倒・落下・移動防止対策

問合せ先 赤羽消防署

〔西が丘出張所〕

電話 03(3909)0119

問合せ番号 ( )

〔猪俣〕

内線 842